

# 行政相談のご利用を…

## 心強い相談相手　一 行政相談委員

### ●行政相談制度とは

行政（総務省）と民間有識者である行政相談委員が一体となって、皆さんからの行政に関する苦情や意見・要望を受け付け、その解決や実現を促進するとともに、行政運営の改善などを図っています。

### ●難しい手続きはありません

◆相談を、電話や口頭、手紙などでお聞きして、みなさまへの助言や関係行政機関に対する通知等を行っています。相談は無料です。秘密は守られます。相談はお気軽にどうぞ。

### ●このようないふたつの相談を

◆国の仕事、特殊法人等の仕事について  
・相談したが、説明や措置などに納得がいかない。  
・制度や仕組みがわからない。

◆年金、医療保険、老人保健・福祉、交通安全、郵便、道路、行政窓口サービス等  
・道路の案内標識をもつとわかりやすくしてほしい。  
・年金の裁定額に納得できない。

●特色  
・全国の行政相談委員、管区行政評価局、行政評価事務所が一体となって受付処理をします。  
・行政評価の実施により、苦情の解決の促進はもとより、行政制度や運営を改善しています。

局、行政評価事務所が一体となって受付処理をします。

・行政評価の実施により、苦情の解決の促進はもとより、行政制度や運営を改善しています。

### ●町では

行政相談委員は、総務大臣が法律に基づいて民間有識者の中から委嘱します。本町では、藤田猛さんと高田すみ子さんが隔月（奇数月）の第1水曜日に上三川いきいきプラザ共用相談室で定期的に相談を受け付けています。また、定期的相談以外に自宅でも相談に応じていますので、お気軽にご相談ください。

#### 【相談先（行政相談委員）】

藤田 猛さん

上三川町大字上神主522番地5

電話 090(1651)6302

高田 すみ子さん

上三川町大字東蓼沼849番地

電話 090(1651)6302

企画課 情報広報係

電話 050(07)0101  
(ナビダイヤル)  
03(4334)1111

受付時間＝  
平日＝午前9時～午後9時  
土日祝日＝午前9時～午後6時

P9.P19に  
関連記事

# 地上デジタル放送に 関する相談会を開催

「何をすればよいか分からぬ」、「テレビを買ったけどデジタル放送が見られない」という方は、是非お越しください。

▼日時＝5月20日（木）～29日（土）  
※日曜日、月曜日を除く  
午前10時30分～午後3時迄

※正午から午後1時を除く

▼場所＝じきいきプラザ  
1階 特設「一ナード

▼問い合わせ先＝  
総務省栃木県  
テレビ受信者支援センター  
(テジサボ栃木)

電話 028(635)1152

▼問い合わせ先＝  
アパートなどの共同アンテナ施設で視聴する、などの方法があります。

①、②の場合は、地上デジタル放送

対応のHDTVアンテナに交換が必要な場合もあります。

アパートなどの共同アンテナ施設でテレビを観る方は、デジタル化のための施設改修が必要です。ビル

陰等を原因とする受信障害対策共

聴施設でテレビを観る方は、受信

障害が解消される場合もあり、その

場合は、自宅にHDTVアンテナを設置する必要があります。

▼受信障害対策共聴施設に関する問い合わせ先＝  
BSアナログ放送も平成23年（2011年）6月末に終了しますので、BSデジタル放送への移行をお願いします。

アナログテレビ放送は、平成23年（2011年）7月1日からの放送終了のお知らせ画面の表示を経て7月24日正午にすべての放送が終了します。これ以降、アナログテレビだけでは、テレビ放送は見られません。

地上デジタル放送を視聴するには、①地上デジタル放送対応のテレビに買い換える、②地上デジタルチューナーを買い足す、③ケーブルテレビにて視聴する、などの方法があります。

地上デジタル放送を視聴するには、